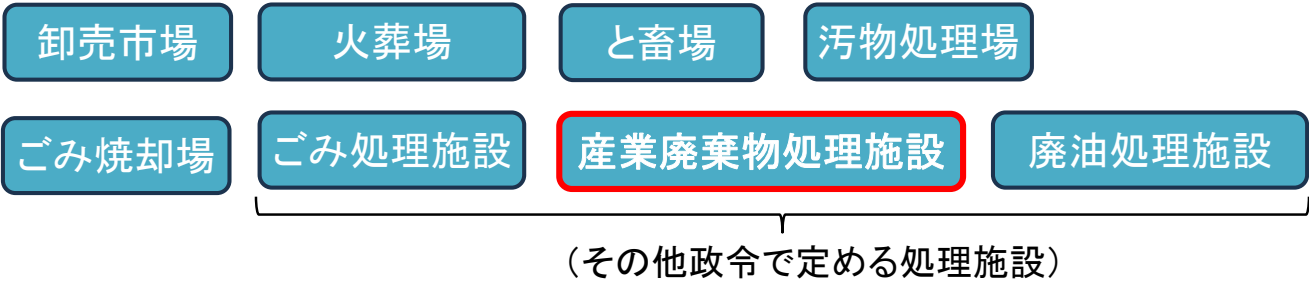


「議第 5 2 8 号」の付議に関する参考資料

【建築基準法第51条】

都市計画区域内



都市計画においてその敷地の位置が決定されているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。【都市計画決定】

ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない。【ただし書許可】

※特定行政庁：徳島県知事、徳島市長（建築主事を置く地方公共団体の長）

【一般的な運用】

施設区分	都市計画決定権者	一般的な運用
一般廃棄物 処理施設	市町村	公共施設 ⇒ 都市計画決定 民間施設 ⇒ 建築基準法第51条 ただし書許可
産業廃棄物 処理施設	都道府県	民間施設 ⇒ 建築基準法第51条 ただし書許可

【許可が必要な施設規模】

産業廃棄物処理施設の種類	処理規模 (工業・工専地域 以外)	処理規模 (工業・工専地域)
木くず（事業活動に伴って生じたものに限る）又はがれき類の破砕施設	5 t／日 を超えるもの	100 t／日 を超えるもの

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

【名 称】

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設

【位 置】

名西郡石井町高川原字高川原1814番及び1815番1の各一部
(徳島県都市計画区域の市街化調整区域)

【敷地面積】

1,364.55㎡

【処理能力】

破碎施設(木くず) 117.28t/日

【概 要】

剪定枝・伐採木等の木くずを処理する既存の一般廃棄物処理施設(5t/日未満)について、家屋解体工事等で発生した木くず(産業廃棄物・5t/日超)を再生材(バイオマスチップ・堆肥マルチング材)に加工する木材破碎機を追加で設置するため、既存建築物(倉庫)の用途変更を行うもの

3

◆審議内容

- ・産業廃棄物処理施設を計画している敷地の位置が都市計画上支障がないか

【都市計画上の観点】

○「土地利用」

- ・「市街化の動向」への影響
- ・「周辺環境」に対する影響

○「都市施設」

- ・申請地周辺における都市計画施設への影響
- ・その他の施設(周辺道路等)への影響

4